

# “フロン排出抑制法対策セミナー”のご案内

## これから対策を始めようとお考えの方へ “簡易点検”を既に自社で行っている方へ

定期点検をどこに依頼しようか考えている方へ

いずれの方へも大変有益なセミナーです

平成27年4月1日にフロン法が改正され「フロン排出抑制法」として全面施行されました。地球温暖化対策として、この法律はフロンをお使いの機器を保有する全ての主体に法令順守を求めています。特に管理者（フロン機器の所有者）には多くの法律上の義務と共に守らない場合には罰則規定も定められています。小沢商店では一昨年このセミナーを開催し、岩手県の企業の皆様に周知を頂きました。あれから一年半ほど経ち、弊社で点検代行をさせて頂く会社も増えました。また今回新たに既に簡易点検を自社で行っている皆様へ、クラウドを活用した効率的で点検業務時間短縮可能なシステムがございます。まだ点検に着手されていないお客様から、既に点検に着手されているお客様まで参加頂けましたら有益なセミナーをご用意しております。お忙しい所ではございますが、貴社の法令順守の上でも一助となるセミナーと考えておりますので、ぜひともご参加賜りますよう御願ひ致します。

|        |  |
|--------|--|
| 日時     | 2019年5月14日（火）<br>14:00～17:00（開場 13:40）   |
| 会場     | 花巻市交流会館 1階 第4研修室<br>岩手県花巻市葛3-183-4 旧空港ターミナル（駐車場有）  |
| 費用     | 無料（FAXによる事前申込制・定員先着40名）  |
| 講師     | 一般社団法人冷媒総合管理センター   |
| セミナー内容 | ① 法律「フロン排出抑制法」とは<br>② 企業の管理者に求められる点検内容とは<br>③ 日本各地のお客様での対策の事例紹介<br>④ 法令順守の為にすべきポイントとは<br>⑤ クラウドを活用した点検システムのご提案 |



小沢商店と一般社団法人冷媒総合管理センターの  
ご提供できるサービス

- ◇第一種特定製品の簡易点検（3ヶ月に1回）
- ◇第一種特定製品の定期点検（3年に1回または1年に1回）
- ◇第一種特定製品の現場調査・配置図作成
- ◇ガス回収（機器廃棄）工事
- ◇第一種特定製品の更新工事
- ◇第一種特定製品のフィルター洗浄工事
- ◇第一種特定製品の空調機洗浄工事

※「第一種特定製品」とは業務用空調機器及び冷凍冷蔵機器であり、冷媒としてフロンが使われているものを言います。

お申し込み ➡ FAX 0198-24-9155

御社名

電話番号

FAX番号

ご氏名

ご氏名

部署・役職

部署・役職

※ご参加は1社2名様までとさせていただきます

◇セミナー後の個別相談会に参加する（ ）

※個別相談を希望される方は右のカッコに○を御願ひします

◇セミナー翌日の個別訪問を希望する※先着順（ ）

主催

『機械の無料相談窓口』株式会社小沢商店

025-0074 岩手県花巻市坂本町3-4 問合わせ先 TEL0198-23-4724

小沢商店のホームページでもフロン排出抑制法対策の内容を載せております→「小沢商店」で検索！

フロン排出抑制法対策セミナーを2019年5月14日（火）に開催します

以下の資料もご覧下さい

法令対応の必要性

法律「フロン排出抑制法」では、フロンの漏えいを抑える為に、また漏えいしてしまったフロン量を可能な限り正確に把握・報告することが事業者に求められています。

ほとんどの空調機・冷蔵冷凍装置等が対象となっており、ほぼ全ての事業者が適用対象です。

監督象徴の指導下、自治体による査察→法令遵守の指導が強化され、摘発事案も増えています。2015年4月施行につき最初の定期点検(3年)実施時期である2018年4月を前に査察が強化されています。

摘発されると・罰金(一部懲役対象もあります)が課され、事業者名が公表されることがあります。これはコンプライアンス上、重大な問題となり得ます。

最近フロン排出抑制法の罰則について新聞記事が多くみられるようになってきました

インターネット検索より「フロン排出抑制法 新聞 点検」または「フロン排出抑制法 新聞 罰則」で検索頂ければ内容をご覧頂く事が出来ます

事業者が所有するフロンを使用する機器について

- 3ヵ月毎の簡易点検
  - 所定の時期にフロン漏洩量等を所定の書式にて報告すること
  - 一定基準以上の機器の定期点検
  - 必要に応じて所定の手順と書式にて報告すること
  - 部品交換・掃除・修理等の事項データを全て個別に遅滞なく一元管理すること
- 等々の作業に付帯するデータ全ての管理・帳票作成を原則的に1法人に1管理者が責任を負います。

“簡易点検”を既に自社で行っている方へ

簡易点検をする際の業務効率化と人手不足対策のサービスを提供しております。以下をご覧下さい。この内容もセミナー当日説明致します。

あるお客様の「簡易点検」の手順

- 手順① 自社で作ったエクセル点検記録簿を印刷する
- 手順② 印刷した点検記録簿を持って現場へ行く
- 手順③ 点検記録簿に手書きで点検記録をつける
- 手順④ 手書きで書いた内容をパソコンのエクセルファイルに転記してPDFで保存する



小沢商店の提案する「クラウドを活用した簡易点検」の手順

- 手順① スマホまたはタブレットを持って現場へ行く
- 手順② 点検画面を開いてタッチして点検記録をする  
これで点検は終わり！  
⇒タッチした瞬間にクラウドで点検記録簿が自動作成・保存されます  
⇒作業した方や管理する方など複数の方がいつでも閲覧可能です  
⇒全ての書類はクラウド保存されるので「書類の管理」が簡単です

